平成２４年（フ）第２３７号
仙台市若林区古城１丁目２番１―405号
債務者　窪田　直美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
茨城県水戸市石川２丁目4295番地　桑名住宅３号
債務者　阿久津力男
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９６号
茨城県東茨城郡城里町大字上入野547番地の３
債務者　松原　光子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
茨城県水戸市元吉田町2973番地　ジョイ３・202号
債務者　沼里　一也
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１号
茨城県東茨城郡大洗町成田町2645番地の１
債務者　佐藤　文雄
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１２号
茨城県東茨城郡大洗町成田町2645番地の１
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１４号
茨城県鉾田市菅野谷683番地３
債務者　中田　美穂
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３４号
茨城県ひたちなか市松戸町２丁目12番１―103号　市営松戸アパート
債務者　西野　純子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９４号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２団地３棟908号
債務者　原　　和宏
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
京都府城陽市寺田樋尻95番地の47、前住所京都府八幡市美濃山宮道25番地の36
債務者　廣野　泰之
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
京都府木津川市木津宮ノ裏110番地39
債務者　廣野　和子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
京都府木津川市木津宮ノ裏110番地39
債務者　廣野且美こと　廣野　旦美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
京都市伏見区日野野色町７番地10
債務者　山嵜　智穂
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地12棟805号
債務者　井上　健児
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
京都市伏見区両替町15丁目131番地
債務者　黒川　圭子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６００号
兵庫県姫路市的形町的形1778番地１　サンパティック的形315号、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形3893番地54
債務者　森本　育子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３２号
兵庫県加古川市野口町二屋122番地の１　ハイツエトワール202号
債務者　鴫谷　晴枝（旧姓窪・狗巻）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部